

# 安全関連事業費補助のご紹介

◎問い合わせ 地域安心課 ☎0561・56・0719

## ドライブレコーダー普及促進事業費補助について

交通安全意識の向上や地域の防犯対策、地域振興を図ることを目的として、ドライブレコーダーの設置に対する補助を行います。

**補助対象** 令和5年4月1日以降のドライブレコーダー本体の購入費および設置費（取付に要する器具を含む。設置のみは不可）

**補助金額** **購入額の2分の1**（町内で購入し、町内の事業所で設置した場合の設置費を含む）  
（補助上限額10,000円、ただし町内企業製品は上限額に5,000円を加算、町内販売店からの購入は上限額に5,000円を加算）

**対象製品** (1) 電波法などの法令に適合しているもの (2) エンジン始動時に自動的に録画機能が開始するもの  
(3) 有効画素数が200万画素以上 (4) 常時録画を行った場合、2時間以上録画のできるもの  
(5) パソコンにより記録データの再生ができるもの

**補助対象者** (1) 町内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている人 (2) 運転免許証を保有する人  
(3) 自動車検査証の使用者氏名と運転免許証の氏名が同一の人  
(4) 町税および自動車税などの延滞がない人 (5) ドライブレコーダーの転売を目的としていない人  
(6) ドライブレコーダーを設置する自動車を自家用（事業用は不可）として使用する人  
(7) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない人

**提出書類** (1) 運転免許証（写） (2) 自動車検査証（写） (3) 自動車税などの納税証明書（写）  
(4) 領収書、保証書、購入金額および購入日が確認できる書類（写） (5) 通帳の写し  
(6) ドライブレコーダーの機能が確認できる取扱説明書 (7) ドライブレコーダー設置状況の写真

**警察への協力** 事故または犯罪捜査に係る警察へのデータ提供（任意）

**申請** **令和5年4月1日から令和6年3月31日まで**（予算に達し次第終了）

**申し込み** 地域安心課へ申請書を提出  
（地域安心課窓口・町ホームページで入手可）



## 感震ブレーカー設置費補助事業

地震発生後の通電火災を予防する感震ブレーカーのうち、「簡易タイプ（バネ式・おもり式）」の設置費を補助します。

※簡易タイプ以外は補助対象外

**対象**：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入し設置した人

※1世帯1回、1個まで

**申請**：申請書（地域安心課窓口、町ホームページで入手可）を地域安心課へ令和6年3月31日までに提出してください。

また、申請時には「通帳の写し」「領収書」「設置後の写真」が必要となります。

## 特殊詐欺対策電話等購入費補助事業

高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、「自動応答録音」または「自動着信拒否」装置（機能）が付いた製品の購入費の一部を補助します。

▶**対象**：満65歳以上の人がいる世帯

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入し設置した人  
※1世帯1回、1個まで

**申請**：申請書（地域安心課窓口、町ホームページで入手可）を地域安心課へ令和6年3月31日まで提出してください。

また、申請時には「通帳の写し」「領収書」「保証書」「設置後の写真」が必要となります。

## 家具転倒防止器具取付事業

たんすや本棚などの家具に家具転倒防止器具（固定ベルトやL字金具）を最大4つまで無料で取り付ける事業を行っています。

**対象**：次の①～④のいずれかに該当する世帯の人

① 満65歳以上の人のみの世帯

② 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方がいる世帯

③ 要支援・要介護認定者のみの世帯

④ 中学生以下の子とその母親のみの世帯

**申請**：希望者は、令和6年1月31日までに申請書（地域安心課窓口、町ホームページで入手可）を地域安心課へ提出してください。

## 自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業

自転車乗車時に着用し頭部を保護する目的で製造された安全基準（SG、JCF、CE、GS、CPSC、MIPSマーク）を満たす新品のヘルメットの購入費の一部を補助します。

**対象**：令和5年度中の満年齢で町内に住む小中学生および高校生と18歳までの人、町内在住の65歳以上の人で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入した人

※1人1個まで

**申請**：申請書（地域安心課窓口、町ホームページで入手可）を地域安心課へ令和6年3月31日まで提出してください。

また、申請時には「通帳の写し」「領収書」「保証書」「ヘルメットの現物」が必要となります。

# などのお知らせ



令和5年度より

## 4種混合ワクチンの接種開始時期が生後2カ月に変更になります。

◎問い合わせ こども健康課 ☎ 0561・37・5813

### ●4種混合（ポリオ・百日咳・ジフテリア・破傷風）

対象年齢	標準的な接種年齢	望ましい接種方法
生後2カ月～ 7歳6カ月	1期初回： 生後2カ月～1歳未満	1期初回：20日～56日までの間隔で3回接種
	1期追加： 初回接種後12カ月～ 18カ月までの間	1期追加：初回接種終了後12カ月～18カ月までの間に接種

4種混合ワクチンはポリオ・百日咳・ジフテリア・破傷風の4種類を混合した不活化ワクチンです。

ポリオ…「小児まひ」とも呼ばれ四肢に麻痺を起こします。ヒトからヒトへ感染します。

百日咳…連続性の激しい咳の症状が現われ長期間続きます。年齢が低いほど症状が重く現われる事があります。

ジフテリア…ジフテリア菌の感染により急性感染症を起こします。心筋炎・神経麻痺を起こす場合もあります。

破傷風…土の中の菌が傷口から体内に入ることにより感染します。神経麻痺・けいれん・呼吸困難などを起こし、死亡率が高い病気です。

令和5年度より

## 9価子宮頸がんワクチン(シルガード)の定期接種が開始します。

◎問い合わせ こども健康課 ☎ 0561・37・5813

令和5年4月より、2価ワクチン（サーバリックス）、4価ワクチン（ガーダシル）に加えて、9価ワクチン（シルガード）の定期接種が開始となります。

ヒトパピローマウイルス（HPV）は性的接触のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスです。子宮頸がんを始め、肛門がん、膣がんなどのがんや尖圭コンジローマなど多くの病気の発生に関わっています。特に、近年若い女性の子宮頸がん罹患が増えています。HPV感染症を防ぐ、ワクチン（HPVワクチン）は小学校6年～高校1年相当の女性を対象に、定期接種が行われています。

下記の対象年齢の人に対して子宮頸がんワクチンのご案内と予診票を6月中にご自宅へ発送予定です。

対象	生年月日
小学校6年生	平成23年4月2日～平成24年4月1日
高校1年生相当	平成19年4月2日～平成20年4月1日





# 予防接種

## ～年長児のお子さまがいる保護者の方へ～ 麻しん風しん(MR)第2期予防接種を受けましょう。

### ●麻しん風しん(MR) 第2期

◎問い合わせ こども健康課 ☎ 0561・37・5813

対象年齢	今年度の対象者	接種回数	接種期限
就学前の1年間 (年長児)	平成29年4月2日 ～平成30年4月1日生	1回	令和6年3月31日まで



麻しんは大変感染力が強く、症状も重い病気です。風しんは妊娠初期に感染すると胎児に障害が出る場合があります。自分だけでなく、周囲の人に感染させないように予防接種をすることが重要です。また大学の入学や就職、海外渡航にあたり、麻しんの予防接種を受けていることを求められることがあります。

### <予防接種を受ける際の注意点>

#### 接種機関：町指定医療機関

※必ず医療機関に接種日の予約をしてください。(予約は診察時間内をお願いします。)

※町指定医療機関以外で接種される人は、事前申請が必要です。母子健康手帳を持って、こども健康課窓口にお越しください。

※予診票が紛失などでお手元にない場合は再発行しますので、母子健康手帳を持ってこども健康課窓口までお越しください。

※予防接種を受ける前に、必ず「予防接種と子どもの健康」をお読みください。

★詳しくは令和5年度保健事業年間スケジュールまたは町ホームページをご覧ください。



## 男性に対する風しん抗体検査および予防接種

◎問い合わせ 健康保険課 ☎ 0561・56・0758

風しんの感染予防のために、公的な接種を受ける機会がなく、抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に抗体検査を行い、検査の結果、抗体が十分でないと判断された人は、予防接種を受けることができます。

▶と き 令和7年2月末まで

▶対 象 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性のうち、過去に風しん予防接種履歴がない人

▶費 用 無料

▶手続き 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の人には令和5年4月中にクーポンを送付します。クーポンを持参の上、抗体検査を受け、抗体価が基準以下の場合はその証明を持って予防接種を受けてください。クーポンを紛失された方は、健康保険課窓口または町ホームページ（風しんクーポン再発行について）から電子申請にて手続きをしてください。



※過去に送付したクーポンは内容が変更され、使用できませんので、必ず令和5年4月に送付されたクーポンを使用してください。

# 各種補助金のお知らせ

## 地球温暖化対策設備に対する補助金

◎問い合わせ 環境課 ☎0561・56・0729

町では、カーボンニュートラル実現にむけて、地球温暖化対策設備が設置された住宅を新築・購入する人、既存住宅に地球温暖化対策設備を設置する人に補助金を交付します。

### ○主な補助要件は次のとおり

- ・交付申請書の受理後に着工するもので、令和6年3月15日までに実績報告書が提出できること。
- ・専用住宅であり、集合住宅でないこと。またリース品でないこと。
- ・その他要綱の内容に適合する方

※詳しくは町ホームページをご確認ください。(4月3日(月)に更新予定)



対象設備	補助上限
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	1基 1万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	1基 5万円
家庭用燃料電池システム	1基 5万円
電気自動車等充給電設備 (V2Hの設備に限る)	1基 5万円
一体的導入 (住宅用太陽光発電システム+定置用リチウムイオン蓄電システム+ HEMS)	1セット 20万円
ZEH (高性能外皮等)	1セット 30万円

## 電気自動車用充電設備に対する補助金

◎問い合わせ 環境課 ☎0561・56・0729

町内の電気自動車充電インフラを整備し、電気自動車の普及を促進し、自動車から排出される温室効果ガス等の削減をするため、電気自動車の充電設備を設置しようとする店舗、工場、集合住宅などの事業者などに対し、その設備費用の一部に対し、補助金を交付します。

※詳しくは町ホームページをご確認ください。(4月3日(月)に更新予定)



## 合併処理浄化槽への切り替えに対する補助金

◎問い合わせ 環境課 ☎0561・56・0729

町では、生活排水による河川などの水質汚濁を防ぐため、専用住宅の単独処理浄化槽 (し尿のみの処理) を、合併処理浄化槽 (し尿と雑排水を併せて処理) に切替える人に補助金を交付します。

なお、町の補助予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。

(補助金額)

人 槽	特定地域 (境川流域)	特定地域外
5人槽	415,000円	332,000円
6~7人槽	517,000円	414,000円
8~10人槽	685,000円	548,000円

## 敷地・屋上・壁面の緑化や生垣設置への補助

◎問い合わせ 都市整備課 ☎0561・56・0748

次の①または②を行う個人・企業に対し、補助金を交付します。

①敷地や建物 (屋上・壁面) の緑化 (緑化面積の合計が約50㎡以上のものに限る)

②約15m以上の生垣を設置

▶補助額 植栽、植栽基盤、灌水施設、園路整備、柵、ベンチ、自然解説板および案内板の設置工事費用の2分の1以内 (上限額500万円)

※詳しくは町ホームページをご確認ください。

本事業は、町が愛知県からの補助金で実施しており、補助金がなくなり次第、受け付けを締め切る場合があります。

